

「指定廃棄物一時保管委託契約」の概要

27年度予算額 2,641百万円

【事業概要】

放射性物質汚染対処特措法により、放射性セシウムの放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物については、環境大臣が指定を行い、国が責任を持ってそれら指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行う。一方で、国が指定廃棄物の処理体制を構築するまでの間、指定廃棄物の保管については、当該指定廃棄物の保管者において指定廃棄物を一時保管していただくことが特措法で定められているところ。

そのため、安全かつ適正に保管ができるよう、指定廃棄物の一時保管に必要な措置について、国が当該廃棄物の保管者と委託契約を結ぶことで、一時保管者の支援を行う。

【委託契約の対象措置例】

- ①指定廃棄物の飛散・流出の防止のための措置（保管容器購入、保管庫設置、保管に伴う業務委託等）
- ②公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置（遮水シートの設置等）
- ③放射線防護のための措置（立入禁止ロープ設置、コンクリート壁設置、土壌被覆等）
- ④保管場所の空間線量の測定 等



（焼却灰をフレキシブルコンテナに詰め敷地内に保管）



（天日乾燥床をブルーシートで被覆）



（焼却灰をドラム缶に詰めボックスカルバート内で保管）